

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱

	平成30年4月1日付29産労農森第1222号
改正	平成30年7月6日付30産労農森第397号
改正	令和元年6月10日付31産労農森第244号
改正	令和3年2月17日付2産労農森第1070号
改正	令和5年3月15日付4産労農森第1372号
改正	令和6年3月 1日付5産労農森第1330号

(趣旨)

第1 東京の森林の循環を推進するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。）の利用拡大が不可欠である。

このため、本事業は、公共施設における多摩産材等を利用した木造化や内装木質化、木製什器、木製外構施設等の整備を支援することにより、木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材等の利用拡大を図ることを目的とするものである。

(目的)

第2 本要綱は、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業の実施に当たり、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業運営管理を行うことを目的とする。

(支援の対象施設)

第3 支援の対象となる施設は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 都内に所在している施設であること。
- (2) 区市町村が設置又は整備する施設であること。
- (3) 日常的に利用される施設であること。

(支援の対象事業)

第4 支援の対象となる事業は、別表のとおりとする。

(支援の対象者)

第5 対象事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、当該区市町村の区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針（改正前の「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく建築物における木材利用推進方針を含む。以下「方針」という。）を策定済みの区市町村とする。

2 前項の規定によらず、別表に定める木製外構施設の整備については、方針の策定を要しない。

(事業の公募)

第6 知事は支援の対象となる事業を公募する。

- 2 前項の公募に応じる区市町村は、別に定める申請書に事業計画書を添え、知事に提出しなければならない。
- 3 事業の実施に当たって債務負担行為を設定した事業については、当該債務負担行為の開始年度に、前項に準じた申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 公募に関し必要な事項は、別に定める。

(計画の承認)

第7 知事は第6に基づく申請があり、適切と認められる場合は、当該事業計画を承認する。

- 2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(指導助言等)

第8 知事は、事業の適切かつ効果的な実施のため、第7第1項により計画の承認を受けた事業について、指導助言を行うことができる。

- 2 知事は、事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、報告を求めることができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

区分	事業の内容
木造化	建築物の構造材に多摩産材をあらわしで使用する木造建築物 ※混構造建築物の場合は、木造部分
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として多摩産材を使用する内装木質化 ※多摩産材の使用量は、1 m ² 当たり0.01 m ³ 以上
木製遊具の整備	多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備 ※多摩産材の使用量は、製品個々に1 m ² 当たり0.08 m ³ 以上
木製什器の整備	多摩産材を使用した木製什器の整備 ※多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の50%以上
木製外構施設の整備	多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備 ※多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1 m ² 当たり0.012 m ³ 以上（うち多摩産材の使用割合30%以上）

(注1) いずれも、使用する多摩産材等が、日常的に利用者の目に触れられる状態にあること。

(注2) 木の良さや木の価値が伝わりにくい素材は、原料に多摩産材が使われていても支援の対象外とする。